特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。賦課額の収納管理、滞納整理を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。				
③システムの名称	市県民税システム、申告受付システム、収納管理システム、宛名管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、総合案内システム、総合照会システム、総合証明システム				
2. 特定個人情報ファイル名					

1. 当初資料ファイル 2. 障害者関係ファイル 3. 生活保護関係ファイル 4. 年金特徴ファイル 5. 収納履歴ファイル 6. 滞納処分 ファイル 7. 宛名基本ファイル 8. 口座情報ファイル 9. 調定ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月3 1日法律第27号) ・第9条第1項 別表 24の項
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 	
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関する命令(全(情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、2 9、73、75、76、81、83、84、86、87 25、129、130、132、137、138、14	提供の制限) るための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 合和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、6 7、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、1 10、141、142、144、147、151、152、155、156、158、1 67、168、169、170、171、172、173の項

5. 評価実施機関における	5担当部署 	
①部署	市民部課税課、収納課	
②所属長の役職名	課税課長、収納課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求	
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部課税課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部課税課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		16年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	取扱い事務について、担当: であると考える。	者を限定してお	おり、対応方法についてもマニュアル化されていることから十分			

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監	查
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目	評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ。 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な信 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスト正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 っれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシス・ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの ・滅失・毀損リスクへの対策	テムを通じた提供を除く。) への対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	取扱い事務について、担当者を であると考える。	限定しており、対応方法についてもマニュアル化	されていることから十分

変更箇所

変更箇	7 T				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	税務課	課税課	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長	課税課長	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情	税務課	課税課	事後	
平成29年8月4日	報の開示・訂正・利用停止請 I関連情報 7. 特定個人情		課税課	 事後	
平成30年3月23日	報の開示・訂正・利用停止請 ILしきい値判断項目 1 対象		平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 5. 評価実施機			事後	_
	関における担当部署 ①部署 I関連情報 7. 特定個人情	萩市市民部課税課、収納課 市民部課税課	萩市財務部課税課、収納課 財務部課税課		
平成30年4月1日	報の開示・訂正・利用停止請 【関連情報 7. 特定個人情	市民部収納課 市民部課税課	財務部収納課 財務部課税課	事後 	
平成30年4月1日	報の開示・訂正・利用停止請 I関連情報 5. 評価実施機	市民部収納課 課税課長 慰村 勝美 収納課長 村田 卓	財務部収納課	事後 	
平成30年5月21日	関における担当部署 ②所属		課税課長、収納課長	事後 	
令和1年6月27日	人剱 いつ時点の計剱か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	トワークシステムによる情報 I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	財務部課税課	市民部課税課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	萩市財務部課税課	萩市市民部課税課 萩市市民部収納課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する			事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	人数 いつ時点の計数か Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	1
令和7年6月1日	I関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(別表第一省 令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 24の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号) ・第16条	事後	
令和7年6月1日	I関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	34、35、37、39、40、42、48、54、57、5 8、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、87、91、92、94、97、10 1、102、103、106、107、108、113、11 4、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 5、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税	65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 8 6, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 10 6, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 13 2, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 14 7, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 16 1, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 16 9, 170, 171, 172, 173の項	事後	
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か		令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 8. 人でを介在させる作業	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	個人住民税システム、申告受付システム、収納 消込システム、滞納整理システム、統合宛名シ ステム、口座管理システム、総合案内システ ム、総合照会システム、総合証明システム	市県民税システム、申告受付システム、収納管理システム、売名管理システム、滞納管理システム、滞納管理システム、協合案内システム、総合照会システム、総合証明システム	事前	